

<賠償の対象となる方>

平成23年3月11日時点で、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市のうち、避難等対象区域を除く区域に生活の本拠としての住居があった方



A: 自主的避難等対象区域

B: 避難等対象区域